

国営建技第24号
令和3年3月31日

大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
大臣官房官庁営繕部 設備・環境課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

大臣官房官庁営繕部整備課長
(公 印 省 略)

「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の
制定について」の一部改定について（通知）

今般、「営繕工事・業務等における書面の押印等の見直しについて（通知）」
（令和3年3月31日付け国営整第219号、国営設第180号）の発出にともない、
「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定について」（平成
26年3月31日付け国営整第247号）の一部を別添のとおり改定し、令和3年4月1
日より適用することとしたので通知する。

平成26年3月31日
国営整第 247号
最終改定令和3年3月31日
国営建技第24号

営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針

第1 目的

1. 発注者が求める工事関係図書等の明確化による業務の効率化
受注者へ提出を求める工事関係図書及び工事完成図書を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡しまでの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図ることを目的とする。
2. 情報通信技術の利用による業務の効率化
情報通信技術（ICT）を利用して、受発注者双方の業務をさらに効率化することを目的とする。

第2 内容

1. 発注者が求める工事関係図書等の明確化による業務の効率化
 - (1) 提出を求める工事関係図書の明確化及び削減
 - ① 提出を求める工事関係図書の考え方
次の書類に限り、工事関係図書の提出を受注者へ求めるものとする。
なお、工事関係図書は所定の期間保存し、必要に応じて契約不適合責任期間満了まで保存期間を延長するものとする。
 - i 監督行為として監督職員の所持が必要な書類
設計変更協議等の監督職員の判断に必要な書類。
なお、監督行為とは、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年3月30日付け 建設省厚第21号）」第2章に規定する監督をいう。また、監督職員の所持が不要な書類を確認する場合は、受注者に対して提示を請求するものとする。
 - ii 発注者が行った監督の経緯を明らかにするために必要な書類
監督職員が、設計図書との整合を確認したことを説明するために必要な書類。

② 提出対象とする工事関係図書

受注者に提出を求める具体的な工事関係図書は、別に定めるものとする。

③ 工事関係図書の削減

受注者が一度提出した書類の再提出を求めないものとする。

(2) 提出を求める工事完成図書の明確化

① 提出を求める工事完成図書の考え方

次の書類に限り、工事完成図書の提出を受注者へ求めるものとする。

なお、完成図は所定の期間保存し、工事目的物の供用中は保存期間を延長するものとする。

i 維持管理に必要な書類

営繕を行う際に既設建築物等の確認に必要な書類並びに建築物等を利用していくうえで、適正に使用及び保全していくために必要な事項をまとめた書類。

ii その他工事の記録等に必要な書類

当該プロジェクトの工事記録や広報のために必要な書類。ただし、発注者が必要と判断した案件に限り必要最低限の範囲で求めるものとし、提出形式、部数等は設計図書に明示するものとする。

② 提出対象とする工事完成図書

受注者に提出を求める具体的な工事完成図書及びその提出方法については別に定めるものとする。

2. 情報通信技術の利用による業務の効率化

営繕工事における情報共有システムの活用にあたっては、小規模なもの、工期の短いものなど整備局等において実情に応じ除外するものを除き、原則として全ての営繕工事を対象に発注者指定により実施するものとする。

3. 書面手続きの押印等の省略による業務の効率化

書面手続きの押印等の省略を「営繕工事・業務等における書面の押印等の見直しについて（通知）」（令和3年3月31日付け国営整第219号、国営設第180号）により実施するものとする。

第3 用語の定義

1. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。

2. 「情報共有システム」とは、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる

組織間で情報を交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。

3. 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
4. 「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に規定する工事の施工のための詳細図等をいう。
5. 「工事写真」とは、工事の施工によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能若しくは容易でない部分の施工状況、施工の適切なことを証明する必要がある場合又は設計図書に定められた施工の確認を記録するために「営繕工事写真撮影要領」により撮影したものをいう。
6. 「契約関係書類」とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
7. 「工事完成図書」とは、工事完成時の提出図書等をいう。
8. 「工事関係図書等」とは、契約図書、契約関係書類、工事関係図書及び工事完成図書をいう。

付則

1. 本方針は、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局が行う官庁営繕事業の営繕工事に適用するものとし、令和3年4月1日から適用する。

以上